

秋田県告示第477号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同法第9条第2項の規定に基づき、公告する。

平成29年11月7日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 免許の取消しをした年月日
平成29年10月27日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
佐藤正治
二級建築士
第5028号
- 3 免許の取消しの理由
平成29年4月20日付けで、相続人から二級建築士死亡の届出があった。
このことが建築士法第9条第1項第2号に該当する。

秋田県告示第478号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同法第9条第2項の規定に基づき、公告する。

平成29年11月7日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 免許の取消しをした年月日
平成29年10月27日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
長沢悦男
二級建築士
第6687号
- 3 免許の取消しの理由
平成29年10月5日付けで、相続人から二級建築士死亡の届出があった。
このことが建築士法第9条第1項第2号に該当する。